



平成28年2月23日

各位

会社名 株式会社大塚商会
代表者名 代表取締役社長 大塚 裕司
(コード番号 4768 東証第一部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
経営管理本部長 若松 康博
(TEL. 03-3264-7111)

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり平成28年3月29日開催予定の当社第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業の目的の追加

平成28年4月から始まる電力の小売全面自由化に向けて、今後の当社の多様な事業展開に備えるため、事業の目的として、電力小売事業を追加するものであります。

(2) 業務執行を行わない取締役及び監査役との責任限定契約の締結ができる旨の規定の新設

取締役及び監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、今後の適任者の招聘に資するため、会社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第24条及び第35条として新設するものであります。

なお、第24条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------|---------------------------|
| 第1条 (記載省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 |

| | |
|---|---|
| <p>(1)～(32) (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(33) (記載省略)</p> <p>第 3 条～第 23 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条～第 33 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 34 条～第 40 条 (記載省略)</p> | <p>(1)～(32) (現行どおり)</p> <p><u>(33) 電力小売事業</u></p> <p><u>(34) (現行どおり)</u></p> <p>第 3 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 25 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 36 条～第 42 条 (現行どおり)</p> |
|---|---|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生予定日

平成 28 年 3 月 29 日

以 上